



(令和4年度実施分)

# 大学改革支援・学位授与機構が実施する 高等専門学校機関別認証評価について (「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」)

令和4年度に実施する高等専門学校機関別  
認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構



# 学校教育法第109条で定める認証評価制度

注：第109条～113条までは第123条で高専に準用

- (1) 自己点検・評価の実施とその結果公表の義務（第1項）
- (2) 文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受ける義務（第2項）
- (3) 認証評価は認証評価機関が定める基準で実施（第4項）
- (4) 評価基準による適合認定。（第5項）

注：第3項は専門職大学院

- 認証評価は、国際化の時代の中で大学等の質保証システムの強化の必要性や、規制改革における「事前規制から事後チェックへ」との考え方を踏まえ、平成16年度にスタート。
- 大学、高専等は7年以内ごとの評価実施の義務づけ。
- 高専の評価機関は大学改革支援・学位授与機構のみ。
- 平成30年度から高専は3巡目※。（※1巡目：H17～H22、2巡目：H23～H29）



# 質保証体系における認証評価制度の位置付け

## ○内部質保証

大学等が**自らの責任**で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、それによって**その質を自ら保証**すること。（自己点検・評価 + それに基づく改善）

## ○外部質保証

- ・ 設置基準（最低限の基準による質保証）
- ・ 設置認可制度（質の事前規制）
- ・ **認証評価制度（質の事後確認）**



# 認証評価を公平かつ効果的に実施するための 大綱、要項、手引書等

- 1) **高等専門学校機関別認証評価実施大綱**：評価の基本方針、評価実施の基本的な内容等を示したもの
- 2) **高等専門学校評価基準（機関別認証評価）**：評価基準の内容及びそれに即して教育活動等の状況进行分析するための観点を示したもの
- 3) **自己評価実施要項**：対象高等専門学校（以下「対象校」という）が実施する自己評価の具体的方法や自己評価書の作成方法等をまとめたもの
- 4) **評価実施手引書**：機構による評価の担当者用の手引きとして策定したもの
- 5) **訪問調査実施要項**：対象校が訪問調査を受ける際に準備及び対応する事項等をまとめたもの



# I 評価の目的

- 1) 高等専門学校評価基準に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、**高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。**
- 2) 高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、**高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。**
- 3) 評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、**高等専門学校の教育研究活動等の改善・向上に役立てること。**
- 4) 高等専門学校の教育研究活動等の状況を**社会に示すことにより**、高等専門学校が教育機関として果たしている公共的役割について、**広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。**

## Ⅱ 評価の基本的な方針

### 1) 高等専門学校評価基準に基づく評価

基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施。

### 2) 教育活動を中心とした評価

教育活動が中心。ただし選択的評価事項として「研究活動の状況」及び「地域貢献活動等の状況」を定め、対象校の希望に応じて、多様な活動状況の評価も実施。

### 3) 個性の伸長に資する評価

対象校の「目的」を踏まえて評価を実施。

### 4) 自己評価に基づく評価

対象校が行う自己評価の結果（根拠資料・データ等を含む。）を分析した上で実施。

### 5) ピア・レビューを中心とした評価

対象校の教育研究活動に高い識見を有するピア・レビューによる評価を実施。

### 6) 透明性の高い開かれた評価

意見申立制度。評価結果の公表。評価担当者、対象校等の意見を踏まえ評価システムを改善。

### 7) 質保証の国際的動向を踏まえた評価

国際的動向を踏まえ、教育の内部質保証システム、学習成果、及び教育情報の公表を重視した評価を実施。



## Ⅲ 高等専門学校評価基準の内容

- 1) 高等専門学校評価基準は、**教育活動を中心**とした教育研究活動等の**総合的な状況を評価**するために、**複数の基準**で構成。
- 2) 基準は、学校教育法、高等専門学校設置基準等の**関係法令への適合性**を含めて、**高等専門学校が満たすべき要件**を規定。
- 3) 教育研究活動等の状況を分析するために、基準ごとに「評価の視点」を設け、その下にそれに関連した「**観点**」を設定。
- 4) 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（**内部質保証システム**）を「**重点評価項目**」として位置付けて評価。
- 5) 高等専門学校評価基準とは別に、**選択的評価事項**として「**研究活動の状況**」及び「**地域貢献活動等の状況**」を定め、評価を実施。  
(※選択的評価事項に係る評価のみの申請は出来ない。)

## IV 評価の実施体制

### ○高等専門学校機関別認証評価委員会

国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者から構成される。

### ○評価部会

評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家等を配置する。

### ○専門部会

必要に応じ、評価委員会の下に設置。財務等の特定の専門事項を調査。評価委員会委員と特定の分野に高い識見を有する専門委員で構成。

### ○運営小委員会

各評価部会長等で構成。各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う。

### ○意見申立審査会

意見の申立ての状況に応じて、評価委員会や評価部会とは別の構成員による審査会を設けて審議を行う。





## V 評価の実施方法①

### 1) 高等専門学校における自己評価

各高専は「自己評価実施要項」に従って自己評価を実施し「自己評価書」を提出。

### 2) 機構における評価

- ・評価部会が「評価実施手引書」に基づき書面調査を行い、書面で確認できなかった事項等を中心に「訪問調査実施要項」に基づき訪問調査を実施。
- ・評価委員会は、基準ごとに「観点」及び「特記事項」の分析結果を総合的に勘案した上で、基準を満たしているかどうかの判断を行う。基準を満たしていないと判断する場合はその理由も明示の上、評価結果(案)を決定。(「優れた点」、「改善を要する点」を指摘。「重点評価項目」は3段階で評価。)
- ・評価結果(案)を対象校に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、意見申立審査会で審議。
- ・評価委員会は、審議結果を尊重して評価結果の確定を行う。

### 3) 高等専門学校による改善状況の報告

対象校は「改善を要する点」のうち評価委員会が指定する事項について、次の評価を受けるまでの間、改善された状況にあると判断した場合は、対応状況を機構に報告できる。機構は内容が十分か確認した上で、評価結果にその旨を追記して公表。

## V 評価の実施方法②（訪問調査に係る補足）

### ○実施内容

- 1) 学校関係者（責任者）との面談
- 2) 一般教員、支援スタッフ等との面談
- 3) 現役学生、卒業（修了）生との面談
- 4) 教育現場の視察及び学習環境の状況調査
- 5) 根拠となる資料・データ等の補完的収集
- 6) 学校関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取

令和元年度までの実施内容とスケジュール

### ○作業スケジュール

- 1) 訪問調査4週間前に機構から対象校へ調査内容を送付。
  - ・「訪問調査スケジュール」及び「面談対象者の属性等並びに視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等」
  - ・「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」
- 2) 対象校は、1週間前までに回答。
  - ・対象校は、関係者の日程調整、面談等の準備（会場、面談対象者の選定等）、**確認事項に対する資料・データの準備等**を行う。

※詳細は「[訪問調査実施要項](#)」を参照。実施内容及び作業スケジュールは変更の可能性あり。



## VI 追評価

評価基準に適合していないと判断された高専は、評価実施年度の翌々年度までに、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができる。



## VII 評価のスケジュール※1

【評価実施前年度】（2021年度）

9月：対象校に対する説明会・研修会

9月末：「高等専門学校機関別認証評価申請要項」に基づく申請※2

【評価実施年度】（2022年度）

4月末：評価手数料の請求※3

6月末：自己評価書等の提出及び評価手数料の支払い

7月～1月：書面、訪問調査を行い、評価結果（案）を作成

1月末：評価結果（案）を対象校に通知

2月下旬：対象校からの意見の申立てを受付

3月下旬：評価結果の確定及び公表

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止等を理由に、上記スケジュールは変更の可能性あり。

※2 掲載先 <https://www.niad.ac.jp/>（機構ウェブサイトTop）

（Top）> 大学等の評価 > 認証評価 高等専門学校機関別認証評価 > 関連情報 > 【令和3年度】

※3 請求書を対象校若しくはその設置者に対し送付（国立の場合は、国立高等専門学校機構に送付）。

## Ⅷ 評価結果等の公表

- 1) 評価結果は、評価報告書により公表。
- 2) 評価報告書は、対象校ごとに作成し、ウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表。また、対象校及びその設置者に通知。さらに、評価結果を国際的に発信するために概要を英文で公表。
- 3) 評価結果の公表の際には、評価報告書とともに対象校から提出された自己評価書を機構のウェブサイトに掲載。
- 4) 機構は、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第169条第1項に規定する事項を公表するとともに、評価に関して保有するその他の情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等、適切な方法により公表。



## IX 評価の費用

### 令和4年度実施分の評価手数料

基本費用	2,508,000円
1学級当たり	308,000円

- ・ 1学級当たりとは、1学級の学生数を40名として、評価を受ける年度の準学士課程の1年次の入学定員を40で除した数（小数点以下切り捨て）として学級数を計算します。
- ・ 改組・転換等に伴い教育内容に大幅な変更が生じた場合の評価手数料の算出に当たり1学級当たりの算出によることが適当でないと判断される場合には、当該高等専門学校と当該機構が協議の上決定することができます。
- ・ 2巡目（平成23年度から平成29年度まで）で1学科当たりによる算出方法により算出された評価手数料の額（以下「学科算出手数料」という。）が、1学級当たりにより算出された評価手数料の額を下回る場合には、学科算出手数料を当該高等専門学校の評価手数料の額とします。
- ・ 専攻科の費用については、上記評価手数料の中に含まれます。
- ・ 選択的評価事項については、評価手数料を徴収しません。

※出典「[高等専門学校機関別認証評価申請要項](#)」



## XI 選択的評価事項

- 教育活動と関連する側面からでは十分に把握することが難しい高等専門学校が多様な活動状況を評価するため、「研究活動の状況」及び「地域貢献活動等の状況」を選択的評価事項として設定し、高等専門学校の求めに応じてその活動等を評価。
- ただし、選択的評価事項のみの申請はできないほか、選択的評価事項に係る追評価は非実施。
- なお、選択的評価事項に係る評価の実施に関する内容等は認証評価の実施大綱の規定に準じる。



# 3巡目における大綱、基準、要項等の主な変更内容

## ○ 「実施大綱」 関連の変更

- ・ 「重点評価項目」 の設定  
評価の視点1-1は、評価結果を3段階で評価。
- ・ フォローアップの仕組みの導入  
評価実施の翌年度以降、改善状況報告書による対応状況の提出が可能。対応状況が十分である場合は、評価結果にその旨を追記・公表。

「優れて重点評価項目の内容を満たしている」  
「重点評価項目の内容を全て満たしている」  
「重点評価項目の内容を一部若しくは全て満たしていない」

## ○ 「評価基準」 関連の変更

- ・ 「評価基準」 の構成を8基準に変更。「観点」の新設・整理・統合。  
特に、教育活動の状況に関しては準学士課程（基準5～7）と専攻科課程（基準8）を明確に分離。

## ○ 「自己評価実施要項」 関連の変更 （詳細は研修会資料を参照）

- ・ 自己評価書様式の変更  
自由記述方式からチェック方式主体に。
- ・ 自己評価における第三者評価結果等の活用  
専攻科課程の教育活動に係る観点の自己評価に際して、JABEE認定プログラムの結果、機構による特例適用専攻科の認定に係る結果の利用が可能。